

19監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成19年11月7日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月20日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木潔
同	竹本忠弘
同	福田健

1 監査結果と措置の件数

19 監査公表第 10 号（平成 19 年 7 月 2 日付 福岡市公報第 5464 号公表）分

・・・・・・・・・23 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

19 監査公表第 10 号 (平成 19 年 7 月 2 日付 福岡市公報第 5464 号公表) 分
(事務監査)

1 市長室

監査の結果	措置の状況
<p>契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託契約代金等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度の委託料等の支出において、履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、迅速な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(広報課)</p>	<p>契約代金の支出については、市会計規則に基づき速やかに支払うよう所属職員に指導するとともに、契約一覧により支払期日と進行状況を管理することにより、支払遅延の防止を図った。</p>

2 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託契約代金等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度の委託料や物品購入代金等の支出において、履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、迅速な</p>	<p>履行確認後は債権者に対し、速やかに請求書の提出を促すとともに、請求書受領後は適切な事務処理に努めるよう所属職員へ周知した。</p> <p>また、履行確認完了後、支払期間までに長期日数を要している所属が局内複数課に及ぶため、局内全所属長会議を開催し、各所属職員へ適正な事務処理に努めるよう研修の実施や周知徹底を図るよう依頼した。</p> <p style="text-align: right;">< 総務課 ></p> <p>今後、委託契約代金等の支払事務については、履行確認完了後、債権者に対して請求書の提出を促すとともに、請求を受けた際には速やかに事務処理</p>

<p>事務処理を行うよう十分注意された い。 (総務課，高齢保健福祉課， 障がい保健福祉課，市民病院)</p>	<p>を行うよう職員に周知した。 < 高齢施策推進課 > 履行確認完了後は，債権者に対し請 求書の提出を促すとともに，請求を受 けた際には速やかに事務処理を行うよ う職員に周知した。 < 障がい保健福祉課 > 履行確認完了後一定期間請求がない ものについては，債権者に対して請求 書の提出を促すとともに，請求書受領 後は，速やかに事務処理を行うよう所 属職員へ周知徹底を図った。 < 市民病院 ></p>
<p>イ 切手の出納管理について注意を求 めるもの 物品は，その性質，用途に応じ常に 善良な管理者の注意をもって保管 し，又は管理しなければならない。 また，物品管理者は，その用途及び 使用状況等を随時点検しなければな らない。しかしながら，平成 17 年度 及び同 18 年度の切手の出納管理にお いて，次のような不適切な事例が見 受けられたため，今後，物品の出納 管理に当たっては，福岡市病院事業 会計規則等に基づき適正に事務処理 されたい。</p> <p>(ア) 分冊管理している物品出納簿(2 冊)において，記帳漏れ等により物品 出納簿残額と現物金額が大幅に一致 していなかった。</p>	<p>切手の出納と現物との再点検・照合 を行い，物品出納簿の記載誤り及び押 印漏れを適正に修正した。 今後は，福岡市病院事業会計規則等 に基づき，適正に事務処理を行うとと もに，物品管理者の点検を徹底するよ う指導した。</p>
<p>(イ) 物品出納簿のうち，1冊につい ては，物品管理者の確認印が全く 押印されておらず，管理が不適切 であった。 (こども病院・感染症センター)</p>	

3 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 出資法人からの提出書類の検証について注意を求めるもの</p> <p>市が出資する公益法人を担当する部署は、当該法人から提出される書類を十分検証した上で、その事業内容及び財務状況を的確に把握しなければならない。しかしながら、財団法人福岡市水産加工公社の平成 16 年度及び同 17 年度決算書においては、損益には関与しない資金収支が損益計算書に含まれており、また貸借対照表との連動性を欠く等、基本的な決算処理を誤っているながら、是正されること無くそのまま報告され、公表されていた。</p> <p>出資法人からの提出書類は十分に検証するよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興課)</p>	<p>財団法人福岡市水産加工公社の平成 16 年度及び同 17 年度決算書の決算処理の誤りについては、公社に対し適正な会計処理を行うよう指導し、公社より訂正の報告を受けた。</p> <p>また、本市においても誤りを訂正し議会へ報告を行った。</p> <p>併せて、所属職員に対し出資法人からの提出書類について十分に検証するよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>イ 中央卸売市場使用料等の徴収について厳正な収納対策を求めるもの</p> <p>中央卸売市場に係る使用料については、福岡市中央卸売市場業務条例施行規則等で定める期日までに徴収しなければならない。また、当該使用料を完納しない者がある場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、納期限後 20 日以内に督促状を発送し、延滞金を徴収することとされている。しかしながら、鮮魚市場施設使用料及び当該使用に附帯する電気料等の徴収事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>中央卸売市場使用料等の徴収に当たっては、その収納に努められているところであるが、他の施設使用者との</p>	<p>鮮魚市場施設使用料等の滞納整理については、担当課において平成 18 年度から重点課題としてマンツーマン体制で取り組んでいるものであるが、平成 19 年 7 月に新たに「使用料等の滞納に係る監督処分等事務処理要綱」を定め、催告及び納付指導の徹底を図るとともに、新たに滞納が 3 ヶ月分以上となった滞納者に対しては、監督処分等審査会において対応方針を決定するなど、迅速かつ的確に滞納整理を行っている。</p>

<p>公平性の観点からも、滞納者に対する法的措置も含め、引き続き厳正な収納対策を進められたい。</p> <p>(ア) 使用料等の滞納金が多額となっていた。</p>	
<p>(イ) 滞納金に係る延滞金が徴収されていなかった。</p> <p>(鮮魚市場)</p>	<p>延滞金については、平成 12 年 11 月の「市場施設使用料等の滞納に対する延滞金の取り扱いについて（方針決定）」に基づき、減免事由に該当すると判断したため徴収していなかったところであるが、個別に減免決裁を了していなかった。</p> <p>そこで、平成 19 年 2 月当時存在した滞納者からの延滞金の徴収については、上記方針決定に基づき減免決裁を了した。</p> <p>なお、今後の新規滞納者の延滞金については、平成 19 年 7 月の「使用料等の滞納に係る監督処分等事務処理要綱」により、新たに延滞金の取扱方針を定め適正に処理することとした。</p>

4 中央区役所

監査の結果	措置の状況
<p>排水槽の清掃を怠っていたもの</p> <p>特定建築物(3,000 m²以上)の維持管理に当たって、その維持管理について権原を有する者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関係法令に基づき、排水に関する設備の掃除を、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、行わなければならないとされている。しかしながら、中央区役所交通局合同庁舎において、平成 18 年 2 月に排水槽(汚水槽及び雑排水槽)の清掃を行って以来、6 月以上経過した後においても、実施されていなかっ</p>	<p>汚水槽及び雑排水槽の清掃については、平成 19 年 1 月に実施した。</p> <p>今後は関係法令に基づき、適正な執行に努めることとした。</p>

た。

排水に関する設備については、環境衛生上良好な状態を維持する必要があることから、今後、関係法令を遵守されたい。

(総務課)

(工事監査)

1 局別監査

(1) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成 16 年度「土井・多田羅線(東 2 幹)取水管復旧工事」 (契約金額 3,106 万 50 円)</p> <p>本工事の積算において、河川水を農業用水の取水管に取り込むためのステンレス製呑口が、土木設計積算システムの不具合もあり、誤って二重に計上されていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>設計積算については、下水道局に土木設計積算システムの改善を要望し、改善を図るとともに、システムの内容と適正な設計積算方法を、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成 17 年度「市道他箱崎 61 号線歩道改良工事」 (契約金額 5,531 万 850 円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の配置人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されて</p>	<p>交通誘導員の契約図書への明示については、発注者の明確な設計意図を請負業者に伝達し、工事施工の円滑化を図るため、「土木工事施工条件明示」についての通知文書が出されている。</p> <p>上記の通知に従い、適正な明示を行うよう、所属職員に対し会議等で周知徹底を図った。</p>

<p>いなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	
<p>また、次の工事においても同様な事例が認められた。</p> <p>c 平成 17 年度「高美台 2516 号線外 6 路線道路側溝工事」</p> <p style="text-align: right;">(契約金額 2,006 万 1,300 円)</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>交通誘導員の契約図書への明示については、発注者の明確な設計意図を請負業者に伝達し、工事施工の円滑化を図るため、「土木工事施工条件明示」についての通知文書が出されている。</p> <p>上記の通知に従い、適正な明示を行うよう、所属職員に対し会議等で周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 17 年度「高美台 2516 号線外 6 路線道路側溝工事」</p> <p style="text-align: right;">(契約金額 2,006 万 1,300 円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において泥溜埋戻工の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行っ</p>	<p>設計積算業務にあたっては、正確を期すよう、精査を強化することを徹底する措置を行った。</p> <p>設計単価の過誤等による契約変更については、契約書に定められている内容を厳守するよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>たことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算，契約事務に努められたい</p> <p>(維持管理課)</p>	
--	--

(2) 博多区役所

監査の結果	措置の状況
<p>契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成 16 年度「市道博多駅草ヶ江線舗装補修工事」</p> <p>(契約金額 5,290 万 8,450 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、これを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。</p> <p>当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 13 条に基づき、適正な契約事務を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>また、次の工事においても同様な事例が認められた。b 平成 16 年度「市道博多駅前線段差解消工事（その 2）」 （契約金額 6,583 万 7,100 円） （地域整備課）</p>	<p>再資源化等に要する費用等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 13 条に基づき、適正な契約事務を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
---	---

(3) 南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成 17 年度「市道平和松原線歩道改良工事」 （契約金額 3,034 万 1,850 円） 本工事における交通誘導員の積算は「土木工事設計標準歩掛」を根拠として算出するのが基本である。 当初設計は、同歩掛により積算されていたが設計変更を行った際に、工期末になって請負者より提出された配置計画書（本来、施工前に提出すべきもの）に記載された人員で積算し増員していた。 今後は、積算の基本に従い適正な設計積算を図られたい。 （地域整備課）</p>	<p>交通誘導員の設計変更にあたっては、事前に請負者から提出された配置計画書の精査を行い、「土木工事設計標準歩掛」に基づき、変更を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成 16 年度「市道市崎 2911 号線歩道段差解消工事」 （契約金額 2,916 万 5,850 円） 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定す</p>	<p>特定建設廃棄物の数量等の変更における事務処理方法については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>る対象建設工事に該当するため，同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し，これを変更するときは，変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。</p> <p>当初，同法に基づく書面は取り交わされていたが，工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず，変更内容が書面に記載されていなかった。</p> <p>今後は，適正な契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（地域整備課）</p>	
<p>(ウ) 設計積算及び施工管理において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 16 年度「市道花畑 2312 号線（その 6）道路改良工事」 （契約金額 3,957 万 9,750 円）</p> <p>本工事のブロック積基礎は，現場打ちコンクリートで設計積算されていたが，施工は基礎ブロックで行われていた。この施工方法は，工事着手前に請負者の提出した施工計画書に記載されているが，あきらかに発注意図と相違している。</p> <p>工法変更は，設計変更が伴うがそれもなされておらず，確実な協議を行い施工管理すべきであった。また，設計については，現場を詳細に把握し適正な設計をすべきであった。</p>	<p>当初設計時における現場の詳細把握，及び工法変更に伴う確実な協議と適正な設計積算及び施工管理を行うよう所属職員に対して研修を行い，周知徹底を図った。</p>

<p>今後は、適正な設計積算及び施工管理を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	
--	--

(4) 早良区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 17 年度「 2 級幹線市道中山・上ノ原線橋梁工事（下部工）」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 4,539 万 1,500 円）</p> <p>別途に発注した工事において既存の現場立木等を伐採した後に本工事を施工しているが、別途工事で発生した一部の伐採材等の処理について、本工事においてその処理費を計上し本工事請負者に処理させることとしていた。</p> <p>しかし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によると、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないこととなっており、伐採材等の処理は排出事業者である別途工事請負者の責任において適正に処理させなければならず、本工事に処理費等を計上し本工事請負者に処理させるべきではなかった。また、廃棄物が適正に処理されたことを確認するための処分場搬入等の写真が不備であった。</p> <p>適法な処置及び適正な設計積算を行うとともに、請負者への指導の徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（ 地域整備課 ）</p>	<p>現場立木等の伐採材の処理を、排出事業者の責任において適正に処理させなかった事については、廃棄物としての認識が希薄であったことから生じたもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づいた適法な処置を行うよう所属職員に対し研修を行い、廃棄物が適正に処理されたことが確認できる写真についても、确实に行うよう周知徹底を図った。</p>

(5) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 16 年度「主要地方道大野城二丈線道路舗装工事」</p> <p>(契約金額 2,616 万 4,950 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、これを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。</p> <p>当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>特定建設資材廃棄物内容変更の事務手続きについては「建設リサイクル法」に基づき書面記載するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

2 テーマ監査

(1) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>テーマに基づき発注課において契約がなされた工事 64 件について 監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>随意契約に際し規程に従い 2 以上の者から見積書を徴すべきところ 1 者からしか徴さなかったもの、工事完了受渡しから相当期間経過しての支払いとなっていたものなど、14 件の工事について不適</p>	<p>2 以上の者から見積書を徴すべきところ 1 者からしか徴さなかったものについては、規定等に則った適正な事務処理を行うように周知徹底を図った。</p> <p>また、工事完了受渡しから相当期間経過しての支払いとなっていたことについては、受渡しから一定期間請求がないものは、債権者に対して請求書の提出を促すように周知徹底を図った。</p>

切なものが見受けられた。 今後は、適正な事務処理に努められた い。	
---	--